

奈良先端科学技術大学院大学研究科の教員組織に関する規程

平成23年3月25日
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号）第7条第2項の規定に基づき、研究科の目的を達成するため、研究科の教員組織に関し必要な事項を定める。

(教員組織の編制)

第2条 研究科の教員組織は、先端科学技術分野に係る学術研究の進展等に適切かつ柔軟に対応しながら教育研究を展開できる編制とする。

(領域)

第3条 研究科の教員組織は、次に掲げる領域に区分し、組織的な教育研究を円滑に行えるよう複数の研究室で構成する。

- (1) 情報科学領域
- (2) バイオサイエンス領域
- (3) 物質創成科学領域

(研究室)

第4条 研究科に、特定の専門分野に関する教育研究を担当する研究室を置く。
2 研究室には、その責任者として、教授又は准教授を置くことを基本とする。
3 研究室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(奈良先端科学技術大学院大学講座に関する規程の廃止)
- 2 奈良先端科学技術大学院大学講座に関する規程(平成16年規程第11号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。